

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第53号～議案第59号)

令和5年第3回(6月)川口市議会定例会

令和5年第3回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第	53号参考資料	川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第	54号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第	55号参考資料	川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	14
議案第	56号参考資料	川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	15
議案第	57号参考資料	川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	17
議案第	58号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	18
議案第	59号参考資料	川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	25

議案第 53号参考資料

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1・2 （略）</p>	<p>附 則 1・2 （略） <u>（防疫作業手当の特例）</u> 3 <u>第3条の規定にかかわらず、当分の間、職員が次に掲げる業務に従事したときは、従事した日1日につき3,000円（感染者（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に感染し、又は感染が疑われる者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触し、又は感染者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が別に定める業務に従事したときは、4,000円）を防疫作業手当として支給する。</u> <u>（1）第3条第1号及び第2号に規定する業務（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）</u> <u>（2）前号に掲げる業務に準ずるものとして市長が別に定める業務</u></p>

議案第 54号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の8 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所</u></p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の8 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p>2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所</p>

得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者

からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 （略）

3 森林環境税は、当該森林環境税の納税義務者の個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分

得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて 徴収する。

2 （略）

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分

の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日に属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2)（略）

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通

の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日に属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2)（略）

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通

徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、そ

徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、そ

の徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

2 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期があるときは、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がないときは、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(

の徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は
_____施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって
納入しなければならない。

2 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する_____。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の

これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年

合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年

金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第85条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。

）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) ・(3) （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第101条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第99条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定

金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する_____。

（種別割の税率）

第85条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの_____を除く。

）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) ・(3) （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第101条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第99条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定

により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第99条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

(略)

3・4 (略)

- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第104条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第104条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によ

により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって

- 納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第99条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

(略)

3・4 (略)

- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第104条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第104条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によ

り納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第25項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第25項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

り納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第26項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第26項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第26項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第26項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第26項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15・16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 (略)

9 法附則第15条第26項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第26項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

11 法附則第15条第26項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第26項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15・16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の7 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条におい

月1日から令和3年12月31日までの間(附則第16条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の7 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第84条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条におい

て同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第32項、第35項若しくは第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

て同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第14項から第16項まで、第25項、第33項、第36項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議案第 55号参考資料

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市租税特別措置法関係事務手数料条例（平成11年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額等） 第2条 法又は令に基づき市長に認定又は証明の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p>	<p>（手数料の額等） 第2条 法又は令に基づき市長に認定又は証明の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 同 31,000円</u> (4)～(6) (略)</p>

議案第 56号参考資料

川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録証の引替交付）</p> <p>第10条 印鑑の登録を受けている者は、登録証が著しく汚損し、又は損傷したとき（第7条第1項第1号の登録番号_____が判読できないときを除く。）は、引替交付を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（キオスク端末等による印鑑登録証明書の申請）</u></p> <p><u>第16条 第14条第3項及び前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者（第18条の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者の指定をした者を除く。）は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）を利用する方法、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と当該印鑑の登録を受けている者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で規則で定めるものにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</u></p>	<p>（登録証の引替交付）</p> <p>第10条 印鑑の登録を受けている者は、登録証が著しく汚損し、又は損傷したとき（第7条第1項第1号の登録番号<u>（以下「登録番号」という。）</u>が判読できないときを除く。）は、引替交付を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（キオスク端末による印鑑登録証明書の申請）</u></p> <p><u>第16条 第14条第3項及び前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者（第19条の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者の指定をした者を除く。次条第1項において同じ。）は、当該印鑑の登録を受けている者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用して、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により当該個人番号カードに設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</u></p> <p><u>（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請等）</u></p> <p><u>第17条 第14条第3項及び第15条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と当該印鑑の登録を受けている者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理</u></p>

第17条～第22条 (略)

組織をいう。)を使用して印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。

2 前項の規定により申請を行う者(以下この条において「申請者」という。)は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに登録番号その他の市長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項を申請者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力事項についての情報に電子署名(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。)を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げる電子証明書のいずれかと併せて送信して申請しなければならない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合で申請者からの請求があったときは、印鑑登録証明書を当該申請者の住所宛てに郵送することができる。

第18条～第23条 (略)

議案第 57号参考資料

川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成29年条例第40号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 自転車利用者は、<u>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律</u>（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定による防犯登録を受ける義務を遵守するとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（自転車交通安全教育）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市は、高齢者（65歳以上の者をいう_____。）に対し、その特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。</p> <p>第15条～第17条 （略）</p>	<p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 自転車利用者は、<u>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律</u>（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定による防犯登録を受ける義務を遵守するとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（自転車交通安全教育）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市は、高齢者（65歳以上の者をいう。<u>第15条第2項において同じ。</u>）に対し、その特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。</p> <p>（乗車用ヘルメットの着用等）</p> <p>第15条 <u>保護者は、その監護する児童が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための措置を講じさせるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p> <p>第16条～第18条 （略）</p>

議案第 58号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）又はその写し（以下この条において「適合証」という。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が添付されているもの 1件につき 別表第3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び_____床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）</p> <p>イ 適合証が添付されていないもの</p>	<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。_____以下この条において「適合証」という。）又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。以下この条において「設計住宅性能評価書」という。）の写しが添付されているもの 1件につき 別表第3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）</p> <p>イ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（ウに規定</p>

(ア) (イ) 及び(ウ) に規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額 (同表 (ア) の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額を合算した額)

(イ) 誘導仕様基準 (建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。) 第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(イ) 及び別表第6において同じ。) により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額

(ウ) 非住宅に係るモデル建物法 (建築物が省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2) (同号に規定する工場等にあっては、同号ロ(2)) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(ウ) 及び別表第6において同じ。) により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (エ) の欄に定める額

(エ) 1の建築物が(ア) から(ウ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(ウ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4 (イ) の欄、(ウ) の欄及び(エ) の欄に定める額を合算した額

するものを除く。) 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額 (同表 (ア) の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額を合算した額)

ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの (認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。) 第1条第1項第1号ロの設計一次エネルギー消費量 (算出にあたり同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物に当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物の用途と同一の用途のものを用いたもの。以下この条において同じ。) が、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (平成24年経済産業省・国土交

(2) (略)

(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア 適合証_____が添付されているもの 1件につき別表第3(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び_____床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ)及び(ウ)に規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

(イ) 誘導仕様基準により評価する場合 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 非住宅に係るモデル建物法により評価する場合 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(エ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(エ) 1の建築物が(ア)から(ウ)までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア)から(ウ)までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4(イ)の

通省・環境省告示第119号。以下この条において「誘導基準」という。)に適合する場合に限る。) 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の欄に定める額(1の建築物がイ及びウに該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄及び(ウ)の欄に定める額を合算した額)

(2) (略)

(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア 適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付されているもの 1件につき別表第3(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

イ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの(ウに規定するものを除く。) 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

欄、(ウ)の欄及び(エ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額

(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に交付若しくは認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる評価の方法及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる評価の方法及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ (略)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土

ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の省令第1条第1項第1号ロの設計一次エネルギー消費量が、誘導基準に適合する場合に限る。） 1件につき別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（1の建築物がイ及びウに該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄及び(ウ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に_____認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ (略)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土

交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2(ア)の欄に掲げる評価の方法及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ (略)

(3) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合には、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額を合算した額)

(4) (略)

(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 次の(ア)及び(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 申請建築物及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合には、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

(イ) 変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる評価の方法、建築物又

交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付手数料

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ (略)

(3) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる省令の基準、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合には、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額を合算した額)

(4) (略)

(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 次の(ア)及び(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 申請建築物及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる省令の基準、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合には、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

(イ) 変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物 1の建築物ごとに、別表第6(ア)の欄に掲げる省令の基準、建築物又

は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

(6) (略)

(7) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第7（ア）の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計（同項第3号及び第5号 に規定する床面積の合計にあっては省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を、前項第7号に規定する床面積の合計にあっては省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあっては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

別表第3（第6条関係）

（略）

別表第4（第6条関係）

（略）

別表第4の2（第7条関係）

（略）

は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

(6) (略)

(7) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第7（ア）の欄に掲げる省令の基準、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあっては、

 の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあっては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあっては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

別表第3（第6条関係）

（略）

別表第4（第6条関係）

（略）

別表第4の2（第7条関係）

（略）

別表第4の3（第7条関係）

(ア)		(イ)
床面積の合計		
300平方メートル未満の場合		<u>11,000円</u>
(略)		

別表第5（第7条関係）

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)		
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	<u>11,000円</u>
	(略)	

別表第6（第7条関係）

(略)

別表第7（第7条関係）

(略)

別表第4の3（第7条関係）

(ア)		(イ)
床面積の合計		
300平方メートル未満の場合		<u>10,000円</u>
(略)		

別表第5（第7条関係）

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)		
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	<u>10,000円</u>
	(略)	

別表第6（第7条関係）

(略)

別表第7（第7条関係）

(略)

議案第 59号参考資料

川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）（分離型急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納するための設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型急速充電設備の充電ポスト</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型急速充電設備の充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) ～(5) （略）</p> <p>(6) コネクタが電気自動車等に 確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <p>_____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3) ～(5) （略）</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当</p>

該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備を利用する者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備への電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 分離型急速充電設備の充電ポストには、蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、

該接続部が_____外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる_____こと。

(12) 自動車等_____の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池_____について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう_____。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、

この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は_____集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) ～(4) （略）

2 （略）

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設けるものにあつては国際標準化機構が定めた規格の第7010号又は日本産業規格のZ8210に適合する図記号とし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設けるものにあつては国際標準化機構が定めた規格の第7001号又は日本産業規格のZ8210に適合する図記号としなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 （略）

附 則

この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) ～(4) （略）

2 （略）

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない
_____。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 （略）

附 則

1～8 (略)

(指定たばこ専用喫煙室標識に関する経過措置)

9 第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

別表第4から別表第7まで 削除

1～8 (略)

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7（第23条関係）

(略)